

市・都民税、所得税の申告はお早めに

～申告期限を4月15日まで延長～

申告期間が緊急事態宣言の期間と重なっているため、期限を4月15日まで延長しました。

市・都民税の申告は市役所へ

市・都民税の申告受け付け		時 間	場 所
2月17日(水)～3月2日(火)の平日	午前9時～午後5時	市役所 市民ロビー	
3月3日(水)～15日(月)の平日		市役所 1階 市民ホール	
3月16日(火)～4月15日(木)の平日		市役所 市民税係	
夜間 3月4日(木)・5日(金)	午後5時30分～7時30分	市役所 市民税係	
休日 3月6日(土)・7日(日)	午前9時～午後4時	市役所 1階 市民ホール	

●郵送での提出にご協力を
募集を防ぐため、申告書と必要書類は郵送で提出してください
いますようお願いします。

●申告に必要なもの

①市・都民税申告書

※1月に発送ましたが、届かない場合は市役所市民税係へ

連絡してください。
②マイナンバーカード、または、
マイナンバーが記載された書類と身分証明書(運転免許証など)

③昨年中の所得(収入)が分かる書類
*給与・年金などの所得がある方||源泉徴収票、給与(年金等)支払報告書、給与証明書な

ど
*給与・年金以外の所得がある方||収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など
④保険料控除、医療費控除、障害者控除、寄附金税額控除、障

離課税、総合課税)を選択することができます(総合課税は配当所得のみ)。希望する場合は、納税通知書(6月初旬に発送)または特別徴収税額の決定通知書(5月中旬に発送)を受け取るまでは、所得税の確定申告とは別に市・都民税の申告をする必要があります。詳しくは、問い合わせください。

●125cc以下のバイクなどの廃車・名義変更手続きは市役所市民税係へ

●上場株式等の配当・譲渡所得に対する課税方式の選択

市・都民税と所得税で異なる

◇提出 4月15日(消印有効)までに〒196-8511 市役所市民税係へ
※申告書の「控」が必要な場合は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※受け付け時に入場整理券を配布します。
※混雑時には、早めに締め切ることがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎内の申告書作成会場

車・バイクなどの廃車・名義変更手続きはお済みですか

軽自動車やバイクなどにかかる軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者(所有名義の方)に課税されます。既に使用していない、他人に譲つた、市外に転出する、盗難に遭ったなどの場合は、早めに廻車や名義変更の手続きをしてください。そのままにしておくと課税されます。

受け付け窓口は車種によって異なります(下の表のとおり)。



※記入済みの所得税の申告書は、4月15日まで市役所市民税係でも受け付けます。
☆詳しくは、立川税務署☎042-523-1181へ。

●125cc以下のバイクなどの廃車・名義変更手続きは市役所市民税係へ

車種	受け付け
①バイク(125cc以下)、農耕・小型特殊	市役所市民税係 ☎544-5111
②軽自動車四輪乗用、軽自動車四輪貨物	軽自動車検査協会多摩支所(府中市) ☎050-3816-3104
③二輪の小型自動車、軽自動車二輪	多摩自動車検査登録事務所(国立市) ☎050-5540-2033
④普通乗用車、トラック、その他	

*税金関係は、①②③は市役所で、④は立川都税事務所☎042-523-3171で受け付けます。